

こ成事第 215 号
令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る
交付金の算定方法の取扱いについて」の一部改正について

標記については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 433 号本職通知により行
われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のと
おり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福
祉法人等に周知をお願いしたい。

新旧対照表

【別紙】

新	旧
<p>こ成事第 433 号 令和 5 年 8 月 22 日 こ成事第 567 号 令和 5 年 12 月 19 日 こ成事第 660 号 令和 6 年 9 月 2 日 <u>こ成事第 215 号</u> <u>令和 8 年 4 月 8 日</u></p> <p>都道府県知事⇐ 指定都市市長⇐ 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長⇐ 市 町 村 長⇐</p> <p>こども家庭庁成育局長</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p>	<p>こ成事第 433 号 令和 5 年 8 月 22 日 こ成事第 567 号 令和 5 年 12 月 19 日 こ成事第 660 号 令和 6 年 9 月 2 日</p> <p>都道府県知事⇐ 指定都市市長⇐ 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長⇐ 市 町 村 長⇐</p> <p>こども家庭庁成育局長</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p>

新	旧
<p>1 (1) ~ 2 (3) (略)</p> <p>(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 119 m²、交付基礎点数 <u>9,121</u> 点 (交付要綱 8 (3) に該当する事業は <u>13,681</u> 点) を限度とする。</p> <p>② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 31.8 m²、交付基礎点数 <u>2,434</u> 点 (交付要綱 8 (3) に該当する事業は <u>3,651</u> 点) を限度とする。</p> <p>③ 既存の小型児童館又は児童センター (大型児童センターを除く。) で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に <u>2,734</u> 点 (交付要綱 8 (3) に該当する事業は <u>4,101</u> 点) を加算する。</p> <p>(5) 障害児施設等においては満額算定するものとする。</p>	<p>1 (1) ~ 2 (3) (略)</p> <p>(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 119 m²、交付基礎点数 <u>8,089</u> 点 (交付要綱 8 (3) に該当する事業は <u>16,178</u> 点) を限度とする。</p> <p>② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 31.8 m²、交付基礎点数 <u>2,158</u> 点 (交付要綱 8 (3) に該当する事業は <u>4,316</u> 点) を限度とする。</p> <p>③ 既存の小型児童館又は児童センター (大型児童センターを除く。) で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に <u>2,425</u> 点 (交付要綱 8 (3) に該当する事業は <u>4,850</u> 点) を加算する。</p> <p>(5) 障害児施設等においては満額算定するものとする。</p>